

平成 26 年 10 月 1 日

火災共済 員外契約者皆様へ
利用分量配当金に関する重要なお知らせ

東京都火災共済協同組合

平成 26 年 4 月施行の中小企業等協同組合法の改正によりまして、従来全ての火災共済契約者を対象に行われておりました火災共済契約利用分量配当金（掛金充当金）は、出資を頂いております組合員のみに限られることとなり、出資を頂いていない利用者（員外契約者）に対してはお支払できないこととなりました。大変恐縮ですがご理解賜りたくよろしくお願い申し上げます。

記

1. お支払できない対象者

組合に出資されていない火災共済契約者（員外契約者）

※員外契約者の確認方法は別紙の「員外契約者の確認方法」をご参照ください。

2. 実施日

平成 27 年 7 月 1 日以降の満期更新契約より

3. 当組合の対応について

当組合職員または代理所が全ての員外契約者様へ順次ご連絡さしあげご説明いたします。

また、その際に組合員資格を再度確認させていただく場合がございます。

以上